

入札説明書

令和7年～11年度

島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約

島根労働局総務部総務課

入札説明書

令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約に係る入札公告（令和7年5月13日付）に基づく入札等については、会計法令、契約事務取扱規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 島根労働局総務部長 松井 豪
調達機関番号 017
所在地番号 32

2 調達内容

- (1) 調達件名 令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約
(2) 仕様等 別添1の仕様書による。
(3) 契約期間 (契約締結日) から令和12年3月31日までとする。
(4) 賃貸借期間 ①令和8年2月から令和12年3月31日までとする。
(松江労働基準監督署・松江公共職業安定所)
②令和8年4月から令和12年3月31日までとする。
(島根労働局・松江公共職業安定所安来出張所・
浜田公共職業安定所・出雲公共職業安定所)
(5) 履行場所 別添1の仕様書による。
(6) 入札方法

落札者の決定は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

評価の対象とする環境性能にかかる指標は、燃費値（燃料1リットルあたりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）とする。

入札書に記載された金額が、予定価格の範囲内であり、かつ納入しようとする自動車が本案件仕様書に定める要求要件をすべて満たしている者のうち、別添2「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

また、入札書に記載する金額は、総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

なお、以下の点に留意すること。

①入札者は、仕様書に定める業務に係る経費のほか、当該賃貸借契約に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

②入札者は、入札金額に自動車の賃貸借費用（仕様書に定める業務に係る経費（消費税抜き））に仕様書別紙5「自動車維持に係る費用」に記載がある費用も含めるなど、当該仕様内容を履行するに当たって必要となるすべての費用を含めること。

また、入札者は、賃貸借をする自動車が仕様書に適合していることを示すために、別紙4「令

和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能証明書」(カタログの写し等も添付すること)を記入し、下記5のとおり入札参加申込をする際の提出書類として提出すること。なお、この性能証明書については島根労働局において審査し、合格した者に係る入札書のみを落札対象とする。性能等証明書の審査結果については、開札日の前日までに不合格となった者のみに対し、電話等で通知するものとする。また、当該審査に不合格となった場合でも、入札参加申込をする際の提出書類や入札書など本入札案件に係る島根労働局に提出をした書類については入札者に対し返還しない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下の通り。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 仕様書、契約条項及び本入札に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局総務部総務課会計第1係 担当：岸本 電話 0852-20-7006
メールアドレス 岸本：kishimoto-mizuki.u56@mhlw.go.jp

(2) 入札に関する質問について

島根労働局ホームページよりこの入札説明書、仕様書等の交付（ダウンロード）を受けた者は、必ず上記（1）あて別紙9により受領した旨をメール等で連絡すること。

この入札に関する質問は、仕様書の交付を受けた者に限り受け付ける。

仕様書等に疑義等がある場合には、上記（1）の連絡先へ令和7年5月26日（月）17時までに原則メールにて問い合わせること（期限厳守）。

なお、メールの件名には、本事業に係る入札参加を検討している者であることが分かるものとし、メールの本文に所属・氏名・電話番号を記載すること。

ただし、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

質問した者への回答は適宜行うこととするが、重要事項と当局が判断した回答事項については、質問者及び入札説明書を交付した者に対しメール等で行う。

文章では表現しづらい部分もあるため、期限までには疑義等を全て解消しておくこと。

5 入札参加申込等

この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を原則電子調達システムにより下記6の期限までに提出しなければならない。（当該システムで以下の書類を提出しなかった場合、当該システムでの入札ができなくなるので注意すること。）

ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、下記6へ郵便（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、未達の場合の責任は参加者に属するものとする。

提出書類 ①「一般競争入札参加申込書」（別紙1）

②「暴力団排除に関する誓約書」（別紙2）

③一般競争参加資格決定通知書の写し

④直近2年の社会保険料領収証書の写し又は年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認（申請）書等、社会保険料を支払ったことが確認できる書類の写し

⑤直近2年の労働保険納付書の写し又は労働保険料を支払ったことが確認できる書類の写し

⑥「令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約に係る性能証明書」（別紙4）※カタログ（写）等も添付のこと

また、紙による入札方式で参加を希望する者は、

⑦「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（別紙6）

6 関係書類提出場所及び提出期限

提出場所 〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局総務部総務課会計第1係 担当 岸本 電話0852-20-7006

紙により入札に参加する場合は、郵便（書留郵便に限る）により下記期限までに提出

(必着) すること。

なお、未達の場合の責任は参加者に属するものとする。

また、担当者の氏名及び連絡先を添え状等に明記すること。

提出期限 令和7年6月5日(木) 17:00

なお、電子調達システムによる入札参加を希望する者は、上記5の入札参加申込関係提出書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムの手順に応じて提出しなければならない。

関係書類を電子データ化する際は、各項目別に一つのファイルを作成するものとする。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式またはZIP形式にて圧縮のうえ、一つのファイルとして送付すること。

本処理を行わない場合、同システムによる入札書の提出ができなくなるので留意すること。

7 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、上記5のとおり事前に申し出ること。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに別紙3入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和7年6月9日(月) 17:00

電子調達システムに到着するよう提出すること。

なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

令和7年6月9日(月) 17:00

郵便(書留郵便に限る)により提出(必着)すること。

なお、未達の場合の責任は参加者に属するものとする。

イ 入札書の提出場所

上記6に同じ。

ウ 入札書の提出方法

入札書は、二重封筒でかつ、表封筒には「令和7年6月12日開札『令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約』の入札書在中」と朱書きし、中封筒に別紙3の様式で作成したものを封印し、その中封筒の封皮には、氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官島根労働局総務部長あて)、「令和7年6月12日開札『令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約』の入札書在中」及び何回目の入札書であるかを加えて朱書きしたうえで、上記6あてに郵便(書留郵便に限る。)により入札書の受領期限までに提出(必着)すること。(※入札書等の書類の日付は全て提出日を記入することとする。)また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有していないものによる入札
- イ 委任状を提出しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ウ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることが出来る。）を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ク 入札者に求められる義務を満たすことの証明書が、契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札
- ケ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- コ 暴力団排除に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人等（代理人又は復代理人）による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人等が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代理人等の氏名を記入し押印（外国人の署名を含む。）するとともに、入札書提出時までに別紙5-1、5-2による代理委任状を提出しなければならない。

なお、別紙5-1について、委任者が法人等の場合、代表者の証明でなければならない。（支店長や支所長の証明は不可。）

ウ 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

8 開札

(1) 開札の日時・場所

令和7年6月12日（木） 10:00

島根労働局専用大会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人等を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人等が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

1度目の開札に立ち合わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞したものと取り扱う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。また、当日の入札は再度入札を含め2回の入札を限度とする。

9 入札結果（契約情報）の公表

本調達案件については、入札件名、契約業者名、契約金額及び予定価格等を島根労働局及び厚生労働省ホームページに公表する。

10 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

開札日までの間において、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。ただし、以下に留意すること。

ア 次の各要件を満たす入札書のうち、別添2自動車の性能に関する審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札者の提出した別紙4「令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約に係る性能等証明書」が、島根労働局による審査の結果合格したものであること。

イ 落札者においては、落札後仕様書別紙3「令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務 事業所・整備工場等一覧表」及び仕様書別紙4「令和7～11年度 島根労働局の業務用自動車賃貸借業務 作業計画書及び報告書」を島根労働局に提出し、島根労働局による審査の結果合格したものであること。

ウ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 落札者が決定したときは、入札者又は代理人等にその氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び金額を電話又は電子メール及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

（4）契約書の作成

ア 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約を締結する。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 本件契約書が印紙税法の規定により課税対象文書に該当する場合、契約の相手方は、支出負担行為担当官が保存することとなる契約書に印紙税法の規定による額の収入印紙を貼付・消印するものとする。

（5）支払い条件

別添3の契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

なお、請求書を「官署支出官 島根労働局長」あてに発行すること。

（6）入札説明会

本入札について入札説明会は開催しない。質問等がある場合は上記4により行うこと。

（7）電子調達システムの障害発生時及び操作等に関する問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等を利用する場合）
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、電話等で上記4（1）に連絡すること。

（8）契約関係書類に関して

事業者から委任を受けた責任者や担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除及び違約金を徴取することがある。

（9）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権移管する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする

◎様式等

*入札説明書

- ・別紙 1 一般競争入札参加申込書
- ・別紙 2 暴力団排除に関する誓約書
- ・別紙 3 入札書
- ・別紙 4 性能証明書
- ・別紙 5-1、5-2 委任状
- ・別紙 6 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・別紙 7 メール送信票

*別添 1 仕様書

*別添 2 自動車の性能に関する審査要領

*別添 3 契約書（案）